

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光 発電事業を推進する条例の手引き

令和6年3月

松本市環境・地域エネルギー課

目次

1	概要	3
2	条例の対象	3
3	用語解説	3
4	事業の流れ	5
5	禁止区域及び抑制区域の確認について（条例第7～8条）	6
6	手続きの流れ	7
7	事前申請及び許可申請について（条例第8条及び第13条）	8
8	近隣住民等への説明及び意見の聴取（条例第9条）	10
9	環境保全措置の検討（条例第10条）	11
10	景観保全のための措置の検討（条例第11条）	12
11	近隣の指定避難所及び指定避難所への避難経路の把握（条例第12条）	13
12	設置許可の基準について（条例第14条）	13
13	許可後の変更許可申請及び軽微な変更届（条例第15条）	18
14	着手の届出（条例第18条）	18
15	完了の届出（条例第19条）	19
16	定期報告（条例第21条）	19
17	事故等の報告（条例第22条）	19
18	設置事業廃止届（条例第23条）	20
19	発電事業及び許可事業の承継（条例第24条）	20
20	農地転用が必要な場合の手続き	21
21	県条例の適用除外	21
	参考資料 様式記入例	22

1 概要

松本市ゼロカーボン実現条例（令和4年条例第24条）第11条の規定に基づき、市域における太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス排出削減の流れを加速させ、自然環境及び生活環境の保全を図りながら、太陽光発電設備の適正な導入を促すことを目的として、令和5年12月に条例を制定した。

2 条例の対象

- ① 地上設置型太陽光発電施設
- ② ただし、以下は対象外
 - ア 建築物に設置されるもの（カーポートは建築物に該当します。）
 - イ 標識・照明・河川監視設備等に附属して設置されるもの
 - ウ 発電出力10kW未満の太陽光発電設備（ただし、禁止区域及び抑制区域に設置されるものは除く）

【解説】

	10kW以上	10kW未満	建築物に設置するもの 標識、照明、河川監視設備 等に付属して設置するもの
禁止区域	条例の対象＝設置できない（ただし、農用地区域で、営農型太陽光を設置する場合を除く）		
抑制区域	条例の対象＝原則設置できない		条例の対象外
禁止区域及び抑制区域以外の区域	条例の対象＝市長の許可が必要		

図1 条例の対象となる範囲

3 用語解説

① 近隣住民等

- ア 事業区域の境界から50メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者
- イ 借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者
- ウ 近隣区域をその区域に含む町会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の区域に居住する者

② 意見を有する者

近隣住民等以外に、事業計画に意見がある者を全て指す。

③ 意見を有する住民等

近隣住民等及び意見を有する者を指す。

【解説】

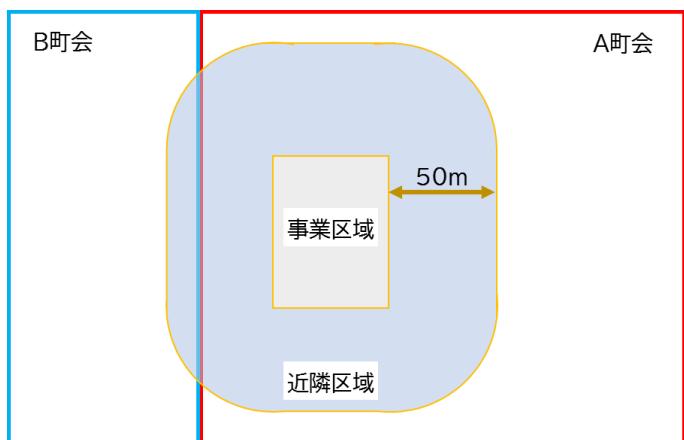


図2 近隣住民等の範囲

- (1) 3①ウの「近隣区域をその区域に含む町会」は、図2においてはA町会、B町会の2つの町会となる。

4 事業の流れ

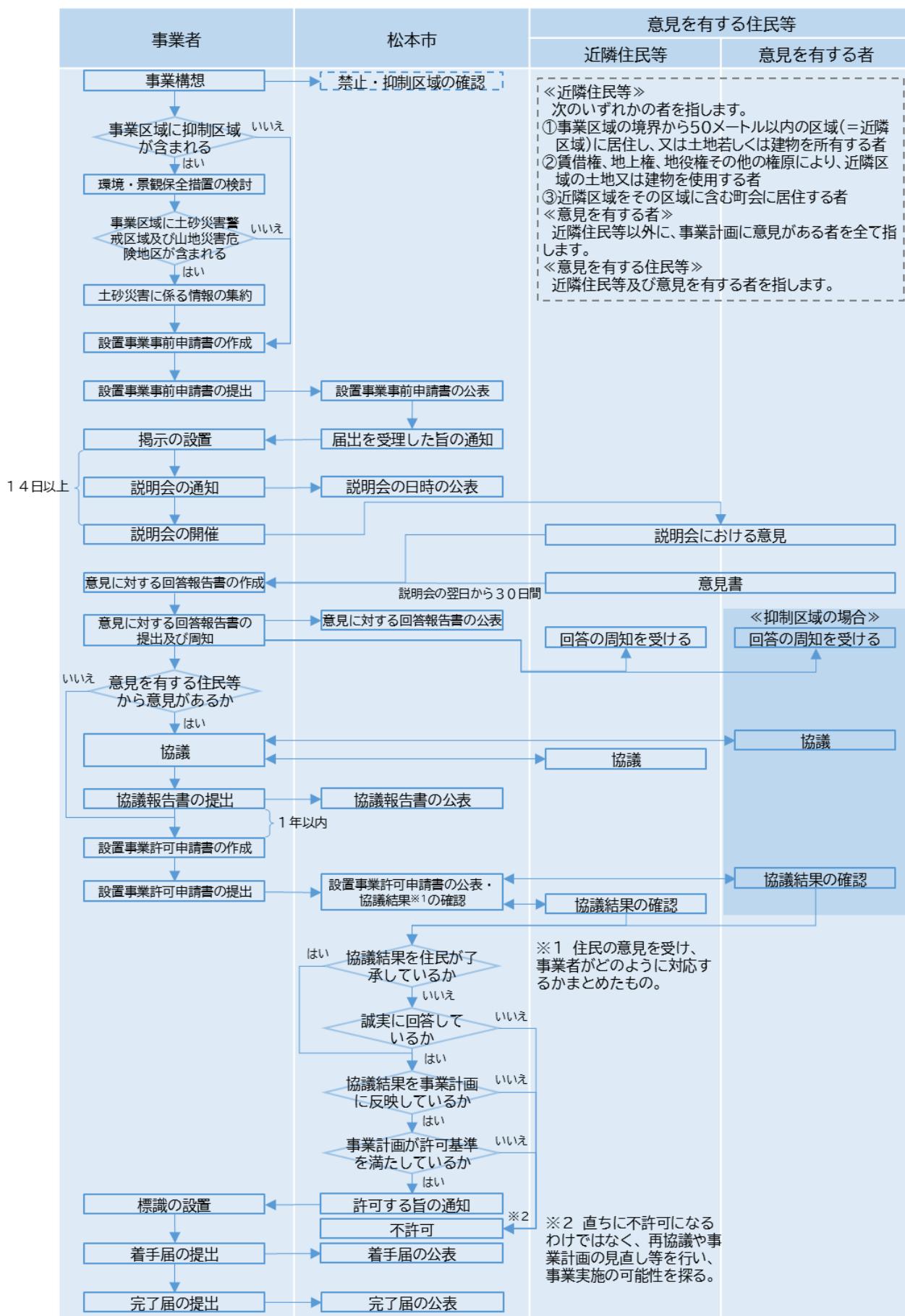


図3 事業フロー

5 禁止区域及び抑制区域の確認について（条例第7～8条）

- ① 禁止区域＝条例の対象となる太陽光発電施設を設置することができない区域
- ② 抑制区域＝条例の対象となる太陽光発電施設を原則設置することができない区域
- ③ 設置事業事前申請書の提出前に、必ず環境・地域エネルギー課へ事業区域が禁止区域及び抑制区域に含まれているかどうかの確認を行うこと。

(1) 禁止区域（設置できない区域）

区域	法律等	条項等
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	第9条第1項
地すべり防止区域	地すべり等防止法	第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第3条第1項
砂防指定地	砂防法	第2条
国立公園（集団施設地区以外の特別地域）	自然公園法	第5条第1項
国定公園（集団施設地区以外の特別地域）	自然公園法	第5条第2項
長野県立自然公園（特別地域）	長野県立自然公園条例	第7条第1項
森林計画対象林	森林法	第5条第1項の地域森林計画において定められた同条第2項第1号の森林の区域
保安林	森林法	第25条第1項
河川区域	河川法	第6条第1項
河川予定地	河川法	第56条第1項
農用地区域 ※営農型太陽光を設置する場合は禁止区域から除く	農業振興地域の整備に関する法律	第8条第2項第1号
重要文化財、有形文化財（建造物）	文化財保護法	第27条第1項、第57条第1項
史跡、名勝、天然記念物に係る区域	文化財保護法	第109条第1項
重要な景観	文化財保護法	第134条第1項
伝統的建造物群保存地区	文化財保護法	第142条第1項
長野県宝、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物に係る区域	文化財保護条例（長野県）	第4条第1項、第30条第1項

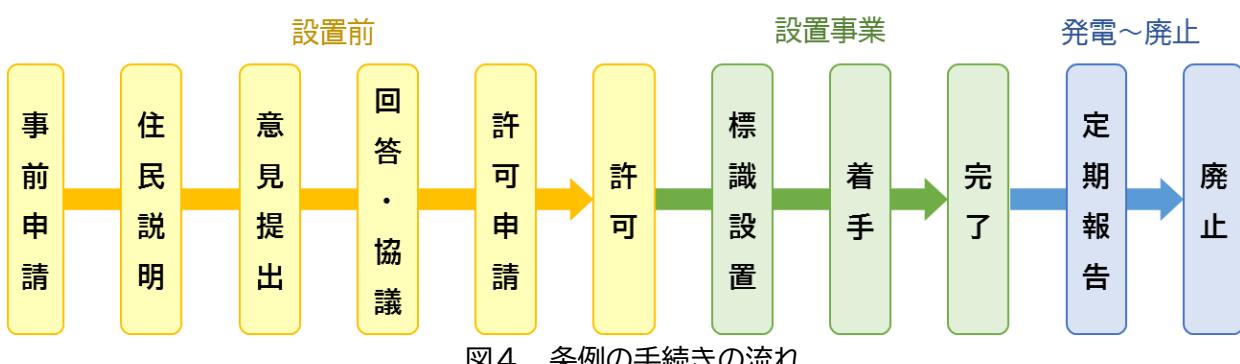
松本市重要文化財、松本市登録文化財（その種別が建造物であるものに限る。）、松本市特別史跡、松本市特別名勝、松本市特別天然記念物に係る区域	松本市文化財保護条例	第3条第1項、第6条
--	------------	------------

(2) 抑制区域（原則設置できない区域）

区域	法律等	条項等
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	第7条第1項
山地災害危険地区	林野庁長官通達	-
国立公園（集団施設地区以外の普通地域）	自然公園法	第5条第1項
国定公園（普通地域）	自然公園法	第5条第2項
長野県立自然公園（普通地域）	長野県立自然公園条例	第3条第1項
長野県自然環境保全地域	長野県自然環境保全条例	第7条第1項
郷土環境保全地域	長野県自然環境保全条例	第15条第1項
鳥獣保護区	鳥獣保護管理法	第28条第1項
特別保護地区	鳥獣保護管理法	第29条第1項
生息地等保護区	長野県希少野生動植物保護条例	第23条第1項
水道水源保全地区	長野県水環境保全条例	第11条第1項
水資源保全地域	長野県豊かな水資源の保全に関する条例	第9条第1項
風致地区	都市計画法	第8条第1項第7号

6 手続きの流れ

- ① 条例の対象となる太陽光発電施設を令和6年4月1日以後に着手する場合、条例の手続きに基づいて市長の許可を受けること。
- ② 条例第21条から第29条までの規定（定期報告や廃止届など）は、着手した時期にかかわらず、条例の対象となる太陽光発電施設について適用する。



7 事前申請及び許可申請について（条例第8条及び第13条）

- ① 市長の許可を受けようとする場合、設置事業事前申請書（様式第1号）により、許可申請をする前に、市長へ事前申請を届け出ること。
- ② 市は、①の事前申請を受理したとき、設置事業事前申請受理通知書（様式第2号）を送付する。（事前申請から概ね2週間程度）
- ③ ①の事前申請後、「8 近隣住民等への説明及び意見の聴取」を実施したのち、設置事業許可申請書（様式第7号）により、市長へ事業計画を申請し、許可を受けること。

【提出書類】

提出書類	明示すべき事項	備考	事前 申請	許可 申請
設置事業事前申請書 (様式第1号)	様式記入例参照	市HPへ公表を予定	○	-
設置事業許可申請書 (様式第7号)	様式記入例参照	市HPへ公表を予定	-	○
事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表	所在地、権利者の氏名又は名称、地積、権利の種別、登記簿地目、現況地目	市HPに参考様式有	○	○
事業区域内の土地に係る登記事項証明書	発効後3か月以内 事業区域の土地に係る全部事項証明書	-	○	○
事業区域内の土地に係る公図の写し	発効後3か月以内 事業区域、市町村大字字界地番、事業区域内及び隣接地の所有者、地積及び地目	-	○	○
事業区域の位置図	事業区域、方位	縮尺の目安 1/10,000以上	○	○
事業区域の区域図 ※都市計画図でも可	事業区域、市町村大字字界地番、事業区域周辺の環境	縮尺の目安 1/2,500以上	○	○
土地求積図 ※地積測量図でも可	求積表	-	-	○
現況図	事業区域、現況の地物や構造物、地盤高、隣接する道路の幅員及び形状	-	-	○
土地利用計画平面図	事業区域、事業区域内に設置する工作物、緩衝帯位置・形状・寸法、標識の位置、隣接する道路の幅員及び形状、送電ルート及び送電に係る電柱の位置	縮尺の目安 1/1,000以上	○	○
造成計画平面図及び 断面図	平面図：事業区域の境界線、切土・盛土の施工範囲、形状、勾配、擁壁の位置、排水施設の位置、流下方向 断面図：施工前後の地盤面、切土・盛土の範囲、高さ、勾配、擁壁の形状、高さ	縮尺の目安 平面図：1/1,000以上 断面図：縮尺 1/500以上	○	○

排水計画平面図及び 断面図	平面図：施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配、流下方向、吐口の位置、放流先の位置及び名称 断面図：施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配、排水の流下方向	縮尺の目安 平面図及び断面図：縮尺 1/500 以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
雨水排水浸透計算書	計画雨水流出量の算定式及び計算結果、 浸透施設における処理量及び浸透量の 算定式及び計算結果、計算に用いた図書 の該当箇所	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
擁壁の構造図	施工前後の地盤面、切土・盛土の範囲、 高さ、勾配、擁壁の形状、高さ	擁壁がない場合は不要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
太陽光発電設備の構 造図	太陽光発電設備及び架台等の形状、高 さ、寸法、材料、勾配、色彩 鉛・カドミウム・ヒ素・レセンの4物質 の含有情報	太陽光パネルの 仕様が分かる力 タログ等の写し を添付すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事業区域内に設置す る工作物の構造図	種類、形状、高さ、寸法、色彩	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
現況写真	撮影日 ※樹木がある場合はその生育状況がわ かるように撮影すること。	衛星写真ではなく、現地で3か月 以内に撮影した 写真を添付する こと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
工事工程表	工事着手から完了までのスケジュール、 作業内容	-	-	<input type="radio"/>
維持管理に係る計画 書（様式第8号）	様式記入例参照	-	-	<input type="radio"/>
撤去処理に係る計画 書（様式第9号）	様式記入例参照	-	-	<input type="radio"/>
設置事業者が設置事 業を実施するために 必要な資力及び信用 を有することを証す る書類	設置事業に係る資金計画書 融資証明書又は残高証明書 納税証明書（法人税、所得税） 建設業の許可証の写し 設置事業者と工事施工者の契約書の写 し又は見積書 納税証明書（法人税、所得税）	-	-	<input type="radio"/>
当該事業に係る関係 法令等の一覧	-	市HPに参考様 式有	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）は提出後、市HPで公表することに留意して作成すること。

8 近隣住民等への説明及び意見の聴取（条例第9条）

- ① 「7 事前申請及び許可申請時に必要な書類について」の②の通知書を受けた後、事業計画の周知を図るため、事業計画の内容を掲示（様式第3号）すること。
- ② ①の掲示をした時は、市に説明会開催通知書（様式第4号）を提出すること。
- ③ ①の掲示をした日の翌日から14日間を経過した日以後に、意見を有する住民等に対して、説明会を開催すること。
- ④ ③の説明会が終了した日の翌日から30日を経過する日までの間、意見を有する住民等からの意見書を受け付けること。
- ⑤ ③の説明会の参加者の意見及び④により提出された意見に対して、誠実に回答すること。
- ⑥ ⑤の回答は、意見に対する回答報告書（様式第5号）により行うものとし、市へ提出するとともに、近隣住民等（事業区域に抑制区域が含まれる場合は、意見を有する住民等）の相当数が知り得ると認められる方法により、当該近隣住民等に周知し、協議すること。
- ⑦ ⑥の協議が終了した時は、その結果を協議報告書（様式第6号）に記入し、市へ報告すること。

【提出書類】

提出書類	明示すべき事項	備考
説明会開催通知書（様式第4号）	様式記入例参照	市HPへ公表を予定

提出書類	明示すべき事項	備考
意見に対する回答報告書（様式第5号）	様式記入例参照	市HPへ公表を予定
説明会参加者名簿	参加者の氏名、近隣住民等及び意見を有する者のいずれに該当するか	-
説明会で使用した資料	-	-
会議録	説明会時の発言について記録	-
提出された事業計画に係る意見書の写し	近隣住民等及び意見を有する者のいずれに該当するか	意見書は市HPに参考様式有

提出書類	明示すべき事項	備考
協議報告書（様式第6号）	様式記入例参照	市HPへ公表を予定
協議で使用した資料	-	-
協議先一覧	-	協議先は意見をした近隣住民等を想定

※ 説明会開催通知書（様式第4号）、意見に対する回答報告書（様式第5号）及び協議報告書（様式第6号）は提出後、市HPで公表することに留意して作成すること。

【解説】

- (1) ③の住民説明会において説明する事項
ア 説明会では、下記項目について住民に説明すること。

(ア) 事業計画の内容

- (イ) 防災、雨水処理並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に関する事項
- (ウ) 工事に伴う騒音、振動及び雨水への対策に関する事項
- (エ) 太陽光発電設備の保守及び維持管理に関する事項
- (オ) 太陽光発電設備廃止後の処理方法に関する事項
- (カ) 災害その他の非常事態への対応に関する事項
- (キ) 住民から出された意見への対応

イ ア(キ)の「住民から出された意見への対応」は、説明会後の意見受付期間、提出先や協議方法等を説明すること。

(2) ⑤の誠実な回答とは

ア 住民意見と回答に論点のズレがないか、回答が住民からの意見に沿ったものとなっているか、住民が理解できるように回答に工夫がされているか等の点を確認する。

イ 事業基本計画及び事業に関係のない事項に関するものや、個人、法人に関する誹謗・中傷を含むものは、第12条の事業基本計画に関する意見とは言えないため回答する必要はない（「事業基本計画に関係しない意見ですので、回答は差し控えます」などと回答）。

(3) ⑥の近隣住民等の相当数が知り得ると認められる方法による周知

ア 回答の周知に当たっては、事業区域内での掲示、戸別配布、自治会の回覧板など、地域の実情に応じて適切な方法により周知すること。

イ なお、事業者のホームページに掲載する方法については、住民がホームページへの掲載を認知する契機がないことから、他の周知方法と組み合わせ、適切に周知すること。

(4) ⑥の協議における協議先

表 協議先

	意見の有無			
	近隣住民等：有 意見を有する者：有	近隣住民等：有 意見を有する者：無	近隣住民等：無 意見を有する者：有	近隣住民等：無 意見を有する者：無
抑制区域が含まれる場合	近隣住民等及び意見を有する者のうち意見した者	近隣住民等	近隣住民等及び意見を有する者のうち意見した者	- (協議の必要なし)
抑制区域が含まれない場合	近隣住民等	近隣住民等	近隣住民等	- (協議の必要なし)

※ 原則協議の場を設け、対象となる協議先と協議すること。

9 環境保全措置の検討（条例第10条）

- ① 事業区域に抑制区域が含まれる場合は、条例第10条に基づいて、樹木や野生動植物に及ぼす影響について事前調査し、樹木の伐採を最小限にするための措置及び野生動植物へ配慮するための措置を検討すること。
- ② 検討結果は設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載すること。

【解説】

(1) 事前調査（樹木）

ア 樹木の樹種や本数、生育状況（高さ等）について、現地において調査すること。

- イ 調査した結果は、設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載もしくは添付すること。
- (2) 樹木の伐採を最小限にするための措置の検討
- ア 調査結果を踏まえ、樹木の伐採を最小限にするための措置について、条例第14条第1項第2号（後述12(2)(1)）に基づき検討すること。
- (3) 事前調査（野生動植物）
- ア 条例第10条に基づく野生動植物に関する事前調査は、下記区域が含まれる場合に実施すること。（いずれの区域にも該当しない場合は実施する必要はない。）
- (ア) 国立公園・国定公園（集団施設地区以外の普通地域）
- (イ) 県立自然公園（普通地域）
- (ウ) 自然環境保全地域
- (オ) 郷土環境保全地域
- (カ) 鳥獣保護区、特別保護地区
- (ハ) 生息地等保護区
- (キ) 水道水源保全地区
- (ク) 水資源保全地域
- イ 文献調査もしくは専門家にヒアリング調査を実施し、野生動植物の生息状況を確認すること。
- ウ 調査した結果は、設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載もしくは添付すること。
- (4) 野生動植物へ配慮するための措置の検討
- ア 希少野生動植物等重要な野生動植物の生息生育の可能性がある場合は、太陽光発電の設置に伴い、生息生育に重大な支障を生じないよう、講じる措置について条例第14条第1項第2号（後述12(2)(2)）に基づき検討すること（ただし、現地調査にて希少野生動植物等重要な野生動植物の生息生育が確認できない場合はその限りではない。）。
- イ アの講じる措置について、地域の有識者やコンサルタントなどの専門家に確認し、その結果を設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載もしくは添付すること。

10 景観保全のための措置の検討（条例第11条）

- ① 事業区域に抑制区域が含まれる場合は、条例第11条に基づいて、景観に及ぼす影響について事前調査し、景観保全のための措置を検討すること。
- ② 検討結果は設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載すること。

【解説】

- (1) 事前調査
- ア 景観を阻害する恐れがないか、条例第14条第1項第3号（後述12(3)）に基づき周囲からの見え方を可視化するための完成予想図やシミュレーション等を作成すること。
- イ 調査した結果は、設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載もしくは添付すること。

(2) 景観保全のための措置の検討

- ア 調査結果を踏まえ、景観保全のための措置について、条例第14条第1項第3号（後述12(3)）に基づき検討すること。
- イ 検討した景観保全のための措置について、設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載もしくは添付すること。

1.1 近隣の指定避難所及び指定避難所への避難経路の把握（条例第12条）

- ① 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が含まれる場合は、条例第12条に基づいて、指定避難所及び避難経路を把握すること。
- ② 把握状況は設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載すること。

【解説】

- (1) 指定避難所はハザードマップ、事業区域から50m以内の住宅からの避難経路は住民等に確認するなどして把握すること。
- (2) 把握した結果は、設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載もしくは添付すること。

1.2 設置許可の基準について（条例第14条）

- (1) 事業区域に禁止区域を含まないこと。
自然環境を害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
自然環境を害するおそれがないものとして規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - ① 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、設置事業を実施する上で必要最小限であること。
⇒太陽光発電設備の設置に影響を及ぼさない樹木を伐採する場合は、必要最小限とは認められない。
 - ② 国内希少野生動植物種その他の重要な野生動植物の生息又は生育に対し、重大な支障を生じることのないよう配慮していること。
⇒「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月、環境省）」に倣い、下記のような措置を講じること。
 - ・地域の有識者やコンサルタントなどの専門家に相談する。
 - ・重要な動植物の生息、生育地がある場合は、その回避も含めて対策を検討する。
 - ・植栽等を行う場合はその地域の在来種を採用し、安易に外来種を用いることのないよう配慮
 - ・重要な動物の繁殖期などに影響を及ぼさないように工期の調整
- (3) 景観を阻害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
景観を阻害するおそれがないものとして規則で定める基準は、松本市景観計画デザインガイドラインに定める景観区域又は類型地における景観形成基準とする。
⇒松本市HPに景観区域、景観類型地別に松本市景観計画デザインガイドラインを掲載している。
事業区域に該当するものを確認すること。
松本市景観計画デザインガイドライン（松本市HP）：
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/81/5380.html>

(4) 造成を行う場合、規則で定める基準に適合していること。

造成を行う場合に適合していなければならない基準は、次のとおりとする。

- ① 事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について調査の上、設計されたものであること。
⇒調査結果を踏まえ、図面等の設計を行うこと。
- ② 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他地盤の形質変更に伴う災害を防止するため、事業区域内において地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な次に掲げる措置等を講じること。
ア 事業区域外における地盤の隆起を防止するための土の置換え、水抜きその他の措置
⇒地盤の沈下又は事業区域外における地盤の隆起が生じるおそれがある場合は、それらを防止するための措置を図面等に明記すること。
- イ 造成によって崖が生じる場合にあっては、特別の事情がない限り、当該崖の上端へ続く地盤面への当該崖の反対方向に向かって雨水その他の地表水を流すための勾配を付すこと。
- ウ 切土をした後の地盤に滑り易い土質の層があるときは、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置
⇒切土をした後の地盤に滑り易い土質の層があるときの措置を図面等に明記すること。
- エ 盛土をする場合にあっては、盛土しようとする層の全高をおおむね30センチメートル以下の厚さの層に分割し、分割した一の層の土を盛るごとにローラーその他これに類する建設機械により締め固めること及び必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
⇒盛土をする場合、締固め用機械を図面等に明記すること。
- オ 15パーセント以上の傾斜を有する土地において2メートルを超える盛土をする場合にあっては、当該土地の地盤と盛土とが接する面への段切りその他の措置
⇒段切りをする場合、段の高さ及び排水勾配を図面等に明記すること。
- カ 切土又は盛土をする場合において地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、事業区域内の地下水を有効かつ適切に排出することが可能な排水施設の設置
⇒切土又は盛土をする場合において地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、地下水を排出するための排水施設の図面及び排水計算書を添付すること。
- ③ 造成計画に当たっては、事業区域内及びその周辺における切盛土量の均衡を取るよう計画すること。

(5) 雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。

雨水排水施設等が適合していなければならない基準は、次のとおりとする。

- ① 事業区域の規模及び地形、発電設備の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるよう計画されたものであること。
⇒雨水排水施設及び雨水浸透施設は、次に掲げる図書等を参考とすること。なお、雨水排水浸透計算書の計算に用いた図書の該当箇所を添付すること。
・道路土工要綱（社団法人日本道路協会）
・増補改訂 雨水浸透施設技術指針[案] 調査・計画編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）
・増補改訂 雨水浸透施設技術指針[案] 構造・施工・維持管理編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）
・増補改訂（一部修正）版 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例（社団法人日本河川協会）
・増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（社団法人雨水貯留浸透技術協会）

・宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（社団法人日本宅地開発協会）

- ② 事業区域内の雨水の全量を、事業区域内において浸透処理すること。ただし、やむを得ないと認められる場合であって、水路管理者、権利者、利用関係者等の同意が得られた場合においては、既設の水路へ接続できること。

⇒流出係数を用いて算定する場合は、下記告示等を参考にすること。

ア 国交省告示「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）」

イ 林野庁通知「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号）」

- ③ 別表第1に規定する5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画排水量を有效地に排出することが可能となるよう計画されたものであること。

- ④ 1ヘクタール以上の敷地において雨水流出の変化が予想される場合においては、防災調整池その他の流出抑制措置を講じること。

⇒防災調整池その他の流出抑制措置については、長野県建設部河川課が定める「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」を参考にすること。

- (6) 崖面の保護が規則で定める基準に適合していること。

崖面の保護が適合していなければならない基準は、次のとおりとする。

- ① 切土をした土地にあっては高さ2メートルを超える崖、盛土をした土地にあっては高さ1メートルを超える崖、切土及び盛土をした土地にあっては高さ2メートルを超える崖が生じる場合においては、当該崖を擁壁で覆うこと。ただし、切土をした土地に生じる崖又は崖の部分のうち、次に掲げるものの1に該当する崖面については、この限りでない。

ア 当該崖の土質が別表第2左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた勾配が同表中欄の角度以下のもの

イ 当該崖の土質が別表第2左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた勾配が同表中欄の角度を超え同表右欄の角度以下のものであって、当該崖の上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、別表第2に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、別表第2に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

- ② 前号の規定は、小段等により上下に分離された崖がある場合における下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度を超える角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとみなし適用する。

- ③ 第1号の規定は、土質試験等に基づく地盤の安定計算により崖の安全を保つための擁壁の設置が不要であることを確認した場合、又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講じられた場合は、適用しない。

⇒この場合、土質試験等の結果を添付するとともに、擁壁の設置に代わる措置を図面等で示すこと。

- ④ 造成によって生じる崖の崖面は、擁壁で覆う場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により風化その他の侵食に対し保護すること。

⇒造成によって生じる崖の崖面を保護する方法について、図面等に明記すること。

<p>(7) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 事業区域に接する建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員を道路の中心線から片側2メートル以上ずつ確保すること（崖地、河川等により道路の中心線から片側2メートルの幅員を確保できない場合は、当該崖地等の道路の側の境界線から4メートル以上の道路幅員を確保すること。）。</p> <p>⇒図面等に道路の幅員を記載すること。</p> <p>② 車両の通行に支障がない措置が講じられていること。</p> <p>⇒道路の幅員が狭いなど、工事車両の通行により、一般車両の通行に支障をきたす場合は、誘導員を配置するなどの措置を講じること。</p> <p>③ 大型車両の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。</p>
<p>(8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が適合していなければならない基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 事業区域の近隣に建築物、公園、道路等（以下「建築物等」という。）がある場合は、設置施設により反射される太陽光が建築物等の利用に支障を及ぼさないよう措置が講じられていること。</p> <p>⇒「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月、環境省）」に倣い、下記のような措置を講じることとし、その措置について設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パネルの角度、向きや位置を調整する。 ・事業区域境界にフェンスや植栽等を設置する。 <p>② 建設機械及び工事に伴う騒音及び振動を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>⇒建設機械及び工事に伴う騒音及び振動を防止するための措置について、設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載すること。</p> <p>③ 近隣区域内に家屋がある場合は、太陽光発電設備及び発電事業に必要な附帯設備から生じる低周波音を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>⇒近隣区域内に家屋がある場合は、下記のような措置を講じることとし、設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワコンの位置を当該家屋から離れた場所に設置する。 ・パワコンの周囲に防音壁を設置する。 <p>④ 太陽光発電設備を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。</p> <p>⇒保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制について、維持管理に係る計画書（様式第8号）に記載すること。</p> <p>⑤ 太陽光発電設備及びその附帯設備における発電事業終了後の廃棄に係る必要な手法及び体制が整えられていること。</p> <p>⇒発電事業終了後の廃棄に係る必要な手法及び体制について、撤去処理に係る計画書（様式第9号）に記載すること。</p>

号)に記載すること。
⑥ 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が、近隣住民等の生活環境へ与える影響が最小限となるものであること。 ⇒太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等について、設置事業事前申請書（様式第1号）及び設置事業許可申請書（様式第7号）に記載すること。
⑦ 太陽光発電設備及びその附帯設備が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。
(9) 設置する太陽光発電設備等が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
(10) 市の総合計画、環境基本計画、景観計画その他の計画（国又は長野県が策定する計画であって、本市に適用があるものを含む。）に適合していること。
(11) 第9条第1項に規定する掲示、同条第2項に規定する説明会、同条第4項に規定する回答並びに同条第5項に規定する周知及び協議を適切に行っていること。 回答を適切に行っていることとは、設置事業者が条例第9条第4項に規定する回答をするに当たり、事業計画における事実及び対応の陳述にとどまらず、意見の趣旨を確認した上で、意見を有する住民等が理解できるようシミュレーション等を用いて分かり易く説明するよう努めていることをいう。 協議を適切に行っていることとは、設置事業者が策定しようとする条例第13条第1項の事業計画に条例第9条第5項の規定による協議の結果を反映していることをいう。 ⇒協議の結果とは、住民の意見を受け、事業者がどのように対応するのかまとめたものである。 協議報告書（様式第6号）に記載した協議の結果は、事業計画に反映すること。
(12) 不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

(1) 別表第1（第5条関係）

想定される降雨強度値

確率年	5年に1回	30年に1回	50年に1回
下記以外の地区	916.5 $t^{0.78}+8.22$	2,277.9 $t^{0.89}+15.76$	2,725.3 $t^{0.91}+17.61$
安曇・奈川地区	358.3 $t^{0.56}+0.69$	305.7 $t^{0.46}+0.36$	352.5 $t^{0.47}+0.52$

【備考】

ア tは、降雨継続時間とする。

イ 降雨強度は5年に1回の確率で想定される降雨強度以上の値を用いるものとする。ただし、事業区域の面積が1ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合は30年に1回の確率で想定される降雨強度以上の値を、10ヘクタール以上の場合は 50年に1回の確率で想定される降雨強度以上の値を用いるものとする。

(2) 別表第2（第5条関係）

土質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35度	45度

13 許可後の変更許可申請及び軽微な変更届（条例第15条）

- ① 許可事業の内容を変更（軽微な変更以外）しようとするときは、事業計画変更許可申請書（様式第11号）により、あらかじめ市長の許可を受けること。
- ② 軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第12号）によりあらかじめ市長に届け出ること。
- ③ ①の変更許可申請の前に、事前申請や近隣住民等への説明等を実施すること。

【解説】

(1) 変更の許可を要しない軽微な変更

- ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- イ 条例第13条の許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

(2) ②の変更許可申請前に必要な手続等

- ア 事前申請（第8条）
- イ 近隣住民等への説明及び意見の聴取（第9条）
- ウ 環境保全措置の検討（第10条）
- エ 景観保全措置の検討（第11条）
- オ 土砂災害に係る情報の集約（第12条）
- カ 設置許可の基準の遵守（第14条）

14 着手の届出（条例第18条）

- ① 許可事業に着手しようとするときは、設置事業着手届（様式第14号）によりあらかじめ市長に届け出ること。

提出書類	明示すべき事項	備考
設置事業着手届（様式第14号）	様式記入例参照	市HPへ公表を予定

※ 設置事業着手届（様式第14号）は提出後、市HPで公表することに留意して作成すること。

15 完了の届出（条例第19条）

- ① 許可事業を完了した時は、設置事業完了届（様式第15号）により、完了した日から14日以内に市長に届け出ること。

提出書類	明示すべき事項	備考
設置事業完了届（様式第15号）	様式記入例参照	市HPへ公表を予定

※ 設置事業完了届（様式第15号）は提出後、市HPで公表することに留意して作成すること。

16 定期報告（条例第21条）

- ① 設置事業が完了した後は、毎年度、前年度の維持管理の状況や撤去費用の確保の状況について、定期報告書（様式第16号）により市長へ報告すること。
- ② 発電事業が完了するまで毎年度報告すること。
- ③ 条例制定前に設置した太陽光発電設備設置事業についても報告すること。

提出書類	明示すべき事項	備考
定期報告書（様式第16号）	様式記入例参照	市HPへ公表を予定

※ 定期報告書（様式第16号）は提出後、市HPで公表することに留意して作成すること。

【補足】

- (1) 每年下半期に提出を求める見込み。
- (2) 提出期間や提出方法等については、FIT認定情報を基に事業者に周知するほか、市HPに掲載する予定。
- (3) 条例制定前に設置した太陽光発電設備設置事業も報告対象となる。

17 事故等の報告（条例第22条）

- ① 事故又は土砂災害その他の災害により、太陽光発電設備等に損壊が生じ、または周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、事故等の報告書（様式第17号）により、市長へ報告すること。
- ② 条例制定前に設置した太陽光発電設備設置事業についても報告すること。

提出書類	明示すべき事項	備考
事故等の報告書（様式第17号）	様式記入例参照	-
事故状況等の写真	撮影した日付	-

※ 条例制定前に設置した太陽光発電設備設置事業も報告対象となる。

【解説】

- (1) 報告の対象となる事故や災害の事例
- ア 事故や災害により、事業区域内の法面が崩壊し、土砂等が事業区域外に流出した場合
- イ 事故や災害により、太陽光発電設備等が損傷した場合
- ※ 盗難については、報告の対象外

18 設置事業廃止届（条例第23条）

- ① 発電事業を終了し、太陽光発電設備等を撤去しようとするときは、設置事業廃止届（様式第18号）により、撤去しようとする日の30日前までに、市長へ届け出ること。
- ② 条例制定前に設置した太陽光発電設備設置事業についても届け出ること。

提出書類	明示すべき事項	備考
設置事業廃止届（様式第18号）	様式記入例参照	市HPへ公表を予定

※ 設置事業廃止届（様式第18号）は提出後、市HPで公表することに留意して作成すること。

19 発電事業及び許可事業の承継（条例第24条）

- ① 譲渡、相続、合併その他の理由によりその地位を承継した場合、事業承継届（様式第19号）により、承継した日から30日以内に、市長に届け出ること。
- ② 条例制定前に設置した太陽光発電設備設置事業についても届け出ること。

提出書類	明示すべき事項	備考
事業承継届（様式第19号）	様式記入例参照	-
承継の事実を証する書類	-	-

20 農地転用が必要な場合の手続き

- ① 農地において太陽光発電を設置する場合、条例の許可の通知を受けてから農地転用に係る手続きを実施すること。
- ② この場合、条例の許可は条件付き許可となり、農地転用の許可に際し必要な作業を除き、農地転用の許可前に太陽光発電設備の工事着手を行ってはならない。

【解説】

- (1) 条例の許可の通知を受けてから農地転用に係る手続きを実施する理由
 - ア 農地転用の許可申請時に必要な図面（排水計画平面図等）が、条例の設置事業許可申請書等の一部の提出書類と重複する。
 - イ 条例に基づく住民説明や住民との協議を経た図面をもって、農地転用の許可を受けるため、農地転用の申請は、条例に基づく設置事業許可通知書（様式第10号）により設置事業の許可の通知がされてから行うこと。
- (2) 「農地転用の許可に際し必要な作業」とは、農地転用の許可前に際して、農地の復旧が必要な場合に行う作業をいう。

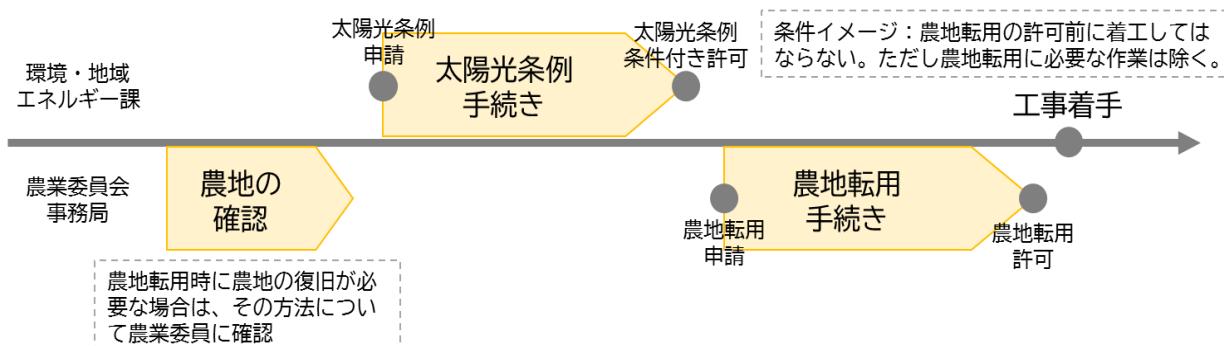


図5 農地転用が必要な場合の手続きの流れ

21 県条例の適用除外

松本市内で条例の対象となる太陽光発電施設を設置する場合、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（以下、「県条例という。」）」は適用除外となるため、県条例に基づく手続き等は不要となる。

参考資料 様式記入例

- 様式第1号 設置事業事前申請書
- 様式第3号 太陽光発電設備設置事業計画に係る掲示
- 様式第4号 説明会開催通知書
- 様式第5号 意見に対する回答報告書
- 様式第6号 協議報告書
- 様式第7号 設置事業許可申請書
- 様式第8号 維持管理に係る計画書
- 様式第9号 撤去処理に係る計画書
- 様式第11号 事業計画変更許可申請書
- 様式第12号 軽微な変更届
- 様式第13号 標識
- 様式第14号 設置事業着手届
- 様式第15号 設置事業完了届
- 様式第16号 定期報告書
- 様式第17号 事故等の報告書
- 様式第18号 設置事業廃止届
- 様式第19号 事業承継届

様式第1号（第2条関係）

設置事業事前申請書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第8条第1項の規定により、次のとおり提出します。

太陽光発電施設の設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号（複数地番がある場合はすべて記載）	
事業区域の面積	〇〇	m ²
太陽光発電施設の合計出力	〇〇	kW
発電した電力の用途	<input type="checkbox"/> 売電 <input checked="" type="checkbox"/> 自家消費 設備ID（ ）	
工事施工者名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先）	長野県松本市〇〇△丁目△番△号 株式会社〇〇 0263-〇〇-〇〇〇〇	
設置工事着手予定日	令和〇年〇月〇日	
設置工事完了予定日	令和〇年〇月〇日	
運転開始予定日	令和〇年〇月〇日	
施設撤去予定日	令和〇年〇月〇日	
防災対策等施設の設置予定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有（ <input checked="" type="checkbox"/> 調整池 <input type="checkbox"/> 沈砂池 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 排水施設 <input type="checkbox"/> 管理用道路） <input type="checkbox"/> 無	
農地転用の必要	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
禁止区域	<input checked="" type="checkbox"/> 事業区域に禁止区域が含まれないことを確認済	
抑制区域該当箇所	<input type="checkbox"/> 自然公園法の普通地域（集団施設地区を除く。） <input type="checkbox"/> 風致地区 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 特別保護地区 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区 <input type="checkbox"/> 長野県立自然公園の特別区域以外の区域 <input type="checkbox"/> 長野県自然環境保全地域 <input type="checkbox"/> 郷土環境保全地域	

	<input type="checkbox"/> 水道水源保全地区 <input type="checkbox"/> 希少野生動植物生息地等保護区 <input type="checkbox"/> 水資源保全地域
景観保全のための措置の検討に関する事項 (事業区域に抑制区域が含まれる場合は、その調査結果)	<p>«抑制区域が含まれる場合» シミュレーション結果については別紙のとおり。一部パネルが県道から見えるため、目隠しのために生垣を設置する。また、パソコンの色彩を周囲から目立たない色にする。</p> <p>«抑制区域が含まれない場合» 一部パネルが県道から見える可能性があるため、目隠しのために生垣を設置する。また、パソコン、パネルの色彩を周囲から目立たない色にする。</p>
環境保全のための措置の検討に関する事項 (事業区域に抑制区域が含まれる場合は、その調査結果)	<p>«抑制区域が含まれる場合» 樹木：樹木の生育状況は現況写真のとおり。樹木の伐採を最小限にするため、別紙（太陽光発電の設置状況を示す添付書類）にパネルの設置位置と伐採する樹木及び伐採しない樹木を記載した。 野生動植物：鳥獣保護区に該当するため、専門家に確認したが、別紙のとおり近隣の状況、設置するパネルの面積から影響がほとんどないことから、特段の対策は講じない。 野生動植物：自然公園法の普通地域に該当するため、文献を調査したところ別紙のとおり両生類が生息する可能性があることが確認できた。そのため、通常のU字溝ではなくスロープ付きの側溝を設置する。</p> <p>«抑制区域が含まれない場合» 樹木：樹木の生育状況は現況写真のとおり。北に位置する樹木は常緑でパネルの日陰にならないことから枝の一部を切るのみで、伐採はしないこととした。 野生動植物：住民説明にて希少野生動植物の生息生育状況について確認する。</p>
(事業区域に土砂災害警戒区域又は山地災害危険地区が含まれる場合) 近隣の指定避難所及び当該指定避難所への避難経路	<p>«土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が含まれる場合» 別紙に避難所及び事業区域から50m以内の住宅からの避難経路を地図上にプロットした。事業区域下流部に避難経路があるため、土砂が流出しないように擁壁を設置する。 ※土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が含まれない場合は記載なし</p>
太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置	<p>※施行規則第5条第7項第1号から第3号及び第6号に規定されている項目について、生活環境に対する被害を防止するための措置をそれぞれ記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行規則第5条第8項第1号（反射光の抑制） ・施行規則第5条第8項第2号（騒音振動の防止） ・施行規則第5条第8項第3号（低周波音防止）

・施行規則第5条第8項第6号（設置等を行う時間及び期間）

添付書類

- 1 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- 2 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 3 事業区域内の土地に係る公図の写し
- 4 事業区域の位置図
- 5 事業区域の区域図
- 6 土地利用計画平面図
- 7 造成計画平面図及び断面図
- 8 排水計画平面図及び断面図
- 9 雨水排水浸透計算書
- 10 擁壁がある場合、擁壁の構造図
- 11 太陽光発電設備の構造図
- 12 事業区域内に設置する工作物の構造図
- 13 現況写真
- 14 当該事業に係る関係法令等の一覧
- 15 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第3条関係）

太陽光発電設備設置事業計画に係る掲示

太陽光発電設備設置事業計画についてのお知らせ	
設置事業者	住所：長野県松本市○○△丁目△番△号
	氏名：株式会社○○
	電話番号：○○○○-○○-○○○○
事業概要	設置場所：松本市○○△丁目△番△号
	設置面積：○○m ²
	発電出力：○○kW
説明会の開催	令和○年 ○月 ○日（○） ○時 ○分～ ○時 ○分
	開催場所：○○○○（松本市○○△丁目△番△号）
	説明者：株式会社○○
意見の受付期間	説明会の翌日から30日間
意見の提出先	提出先：株式会社○○
	郵送先：長野県松本市○○△丁目△番△号
	電子メール：○○○@○○
	Fax：○○○○-○○-○○○○
予定工事期間	令和○年 ○月 ○日 から 令和○年 ○月 ○日
工事施工者	住所：長野県松本市○○△丁目△番△号
	氏名：株式会社○○
	電話番号：○○○○-○○-○○○○
標識設置年月日	令和○年 ○月 ○日

※ この標識の大きさは、横35センチメートル以上、縦25センチメートル以上とする。

様式第4号（第3条関係）

説明会開催通知書

年　月　日

(宛先) 松本市長

住所
氏名
 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり提出します。

設置事業事前申請書 受付年月日	令和〇年〇月〇日
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
事業面積	〇〇 m ²
掲示の設置日	令和〇年〇月〇日
説明会開催日時	令和〇年〇月〇日(〇) 〇時〇分～〇時〇分
説明会開催場所	〇〇〇〇(松本市〇〇△丁目△番△号)
説明者	<input checked="" type="checkbox"/> 設置事業者 <input type="checkbox"/> その他()
意見の提出先	提出先：株式会社〇〇 郵送先：長野県松本市〇〇△丁目△番△号 電子メール：〇〇〇@〇〇 F a x：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
備考	

添付書類 市長が必要と認める書類

様式第5号（第3条関係）

意見に対する回答報告書

年 月 日

(宛先) 松本市長

【留意事項】

- ・近隣住民等からの意見と意見を有する者からの意見とを、分けて記載すること。
- ・添付書類の説明会参加者名簿及び住民からの意見書には、説明会参加者や意見を申し出た者が、近隣住民等か、意見と有する者か、分かるように明記すること。
事務所の
者の氏名

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第9条第5項の規定により、次のように提出します。

説明会の実施概要

設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号	
事業面積	〇〇 m ²	
説明会開催日時	令和〇年 〇月 〇日 (〇) 〇時 〇分～ 〇時 〇分	
説明会開催場所	〇〇〇〇 (松本市〇〇△丁目△番△号)	
説明者	<input checked="" type="checkbox"/> 設置事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
説明会出席者	近隣住民等出席者	〇 人
	近隣住民等以外の出席者	〇 人
意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

近隣住民等からの意見及びそれに対する回答

近隣住民等からの意見	回答
反射光がないようにしてほしい。	どの程度反射光があるか、シミュレーション結果は別紙のとおりです。夏至に近い6月から7月の夕方ごろ、事業区域東側の住宅に反射光が当たる可能性があります。反射しにくい防眩パネルを設置し、境界に生垣を設置することで別紙イメージ図のように反射光を抑えることができます。
近隣の住民へ金銭を支払ってほしい。	金銭の支払いについては事業採算性の観点から実施しません。

意見を有する者からの意見及びそれに対する回答

意見を有する者からの意見	回答
長野県レッドデータブックに記載のある力	雨水排水施設に両生類が落下し、這い上がれない事象が

エルが事業区域近隣に生息している可能性がある。	発生しないよう、別紙のとおり雨水排水施設の斜度を緩くします。

添付書類

- 1 説明会参加者名簿
- 2 説明会で使用した資料
- 3 会議録
- 4 提出された事業計画に係る意見書の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第3条関係）

協議報告書

年 月 日

(宛先) 松本市長

【留意事項】

- 「意見」の欄は、回答報告書（様式第5号）に記載した意見と合わせること。
- （「事業者の対応」の欄は回答報告書と合わせる必要はない。）
- 「近隣住民等からの反対意見の有無」の欄は、事業者の主觀で構わない。

ては、主たる事務所の
称及び代表者の氏名

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第9条第6項の規定により、次のように提出します。

協議の実施概要

設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号	
事業面積	〇〇 m ²	
実施方法	会議体形式、一部戸別訪問	
実施年月日	令和〇年 〇月 〇日	

協議の結果

意見	事業者の対応	近隣住民等*からの 反対意見の有無
反射光がないようにしてほしい。	防眩パネルを用い、事業区域境界に生垣を設置する。	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
長野県レッドデータブックに記載のあるカエルが事業区域近隣に生息している可能性がある。	排水施設の斜度を緩くするほか、協議の中で要望のあったスロープ付きの側溝を設置する。	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
近隣の住民へ金銭を支払ってほしい。	金銭の支払いには応じない。	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

* 事業区域に抑制区域が含まれる場合は、意見を有する住民等とする。

添付書類

- 協議で使用した資料
- 協議先一覧
- その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第4条関係）

設置事業許可申請書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第13条第1項の規定により、次とおり提出します。

太陽光発電施設の設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号（複数地番がある場合はすべて記載）	
事業区域の位置及び面積	〇〇	m ²
太陽光発電施設の合計出力	〇〇	kW
発電した電力の用途	<input type="checkbox"/> 売電 <input checked="" type="checkbox"/> 自家消費 設備ID（ ）	
工事施工者名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先）	長野県松本市〇〇△丁目△番△号 株式会社〇〇 0263-〇〇-〇〇〇〇	
設置工事着手予定日	令和〇年〇月〇日	
設置工事完了予定日	令和〇年〇月〇日	
運転開始予定日	令和〇年〇月〇日	
施設撤去予定日	令和〇年〇月〇日	
防災対策等施設の設置予定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有（ <input checked="" type="checkbox"/> 調整池 <input type="checkbox"/> 沈砂池 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 排水施設 <input type="checkbox"/> 管理用道路） <input type="checkbox"/> 無	
農地転用の必要	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
禁止区域	<input checked="" type="checkbox"/> 事業区域に禁止区域が含まれないことを確認済	
抑制区域該当箇所	<input type="checkbox"/> 自然公園法の普通地域（集団施設地区を除く。） <input type="checkbox"/> 風致地区 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 特別保護地区 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区 <input type="checkbox"/> 長野県立自然公園の特別区域以外の区域 <input type="checkbox"/> 長野県自然環境保全地域 <input type="checkbox"/> 郷土環境保全地域	

	<input type="checkbox"/> 水道水源保全地区 <input type="checkbox"/> 希少野生動植物生息地等保護区 <input type="checkbox"/> 水資源保全地域
景観保全のための措置の検討に関する事項 (事業区域に抑制区域が含まれる場合は、その調査結果)	(設置事業事前申請書に記入したものに、協議の結果を反映したものを記入)
環境保全のための措置の検討に関する事項 (事業区域に抑制区域が含まれる場合は、その調査結果)	(設置事業事前申請書に記入したものに、協議の結果を反映したものを記入)
(事業区域に土砂災害警戒区域又は山地災害危険地区が含まれる場合) 近隣の指定避難所及び当該指定避難所への避難経路	(設置事業事前申請書に記入したものに、協議の結果を反映したものを記入)
太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置	(設置事業事前申請書に記入したものに、協議の結果を反映したものを記入)
災害及び事故による被害を防止するための措置	落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は、事業区域内に設置した防犯カメラにて状況を把握するとともに、速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応する。

添付書類

- 1 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- 2 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 3 事業区域内の土地に係る公図の写し
- 4 事業区域の位置図
- 5 事業区域の区域図
- 6 土地求積図
- 7 現況図
- 8 土地利用計画平面図
- 9 造成計画平面図及び断面図
- 10 排水計画平面図及び断面図
- 11 雨水排水浸透計算書
- 12 (擁壁がある場合) 拥壁の構造図
- 13 太陽光発電設備の構造図
- 14 事業区域内に設置する工作物の構造図
- 15 現況写真
- 16 工事工程表

- 17 維持管理に係る計画書
- 18 撤去処理に係る計画書
- 19 設置事業者と工事施工者との間で締結した契約書の写し又は工事施行予定者が作成した見積書
- 20 当該事業に係る関係法令等の一覧
- 21 その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第4条関係）

維持管理に係る計画書

作成日 _____年_____月_____日

作成者 _____

太陽光発電施設の設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号	
事業区域の位置及び面積	〇〇 m ²	
太陽光発電施設の合計出力	〇〇 kW	
工事施工者名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先）	<p>住所 長野県松本市〇〇△丁目△番△号</p> <p>氏名 株式会社〇〇</p> <p>電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p>	
保守点検責任者	<p>住所 長野県松本市〇〇△丁目△番△号</p> <p>氏名 株式会社〇〇</p> <p>電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p>	
保守点検及び維持管理費用の見積額	年間 〇〇 円	
維持管理の内容	<p>定期報告の点検項目について、月1回点検を実施する。</p> <p>監視カメラを設置し、異常があった場合には速やかに現地にて確認する。</p>	

様式第9号（第4条関係）

撤去処理に係る計画書

作成日 _____年_____月_____日

作成者 _____

太陽光発電施設の設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
事業区域の面積	200 m ²
太陽光発電施設の合計出力	20 kW
発電事業終了予定日	令和〇年〇月〇日
廃棄物等の処理方法	太陽光発電施設の処分は廃棄物処理業者に依頼する。
設置場所における撤去後の処置	植栽により森林に戻す予定
廃棄費用の見積額	〇〇 円
積立方法	<input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の廃棄費用の積立制度 <input type="checkbox"/> その他（ ）)
積立開始時期	令和〇年〇月
積立終了時期	令和〇年〇月
毎月積立額	〇〇 円

様式第11号（第6条関係）

事業計画変更許可申請書

年　月　日

(宛先) 松本市長

住所
氏名
 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

年　月　日付け　　指令第　　号で許可を受けた設置事業に係る事業計画を変更した
いので、松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第15条第1項の規定により、
次のとおり申請します。

許可年月日	令和〇年　〇月　〇日	
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号	
事業面積	〇〇 m ²	
変更の内容	変更前	太陽光発電設備の合計出力 〇〇 kW
	変更後	太陽光発電設備の合計出力 △△ kW
変更の理由	太陽光パネルの増設に伴う出力の変更	

添付書類　市長が必要と認める書類

様式第12号（第6条関係）

軽微な変更届

年 月 日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 指令第 号で許可を受けた設置事業に係る事業計画を変更した
いので、松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第15条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

許可年月日	令和〇年 〇月 〇日	
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号	
事業面積	〇〇 m ²	
変更の内容	変更前	代表者 〇〇 〇〇
	変更後	代表者 △△ △△
変更の理由	人事異動による代表者の変更によるもの	

添付書類 市長が必要と認める書類

様式第13号（第7条関係）

標識

発電設備の概要	設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
	事業区域の面積	〇〇m ²
	発電出力	〇〇kW
発電事業者	氏名	株式会社〇〇
	住所	長野県松本市〇〇△丁目△番△号
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
許可を受けた者	氏名	株式会社〇〇
	住所	長野県松本市〇〇△丁目△番△号
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
保守点検責任者	氏名	〇〇〇〇
	住所	長野県松本市〇〇△丁目△番△号
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
運転開始年月日		令和〇年〇月〇日

※ この標識の大きさは横35センチメートル以上、縦25センチメートル以上とする。

様式第14号（第8条関係）

設置事業着手届

年　月　日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年　月　日付け　　指令第　　号で許可を受けた設置事業について、事業に着手する
ので、松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第18条第1項の規定により、次
のとおり届け出ます。

許可年月日	令和〇年　〇月　〇日
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
事業面積	〇〇　m ²
着手予定年月日	令和〇年　〇月　〇日
完了予定年月日	令和〇年　〇月　〇日
運転開始予定年月日	令和〇年　〇月　〇日
工事施工者	住所　長野県松本市〇〇△丁目△番△号
	氏名　株式会社〇〇
	電話番号　〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

様式第15号（第9条関係）

設置事業完了届

年　月　日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年　月　日付け　　指令第　　号で許可を受けた設置事業が完了したので、松本市の
豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第19条第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

許可年月日	令和〇年　〇月　〇日
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
事業面積	〇〇　m ²
完了年月日	令和〇年　〇月　〇日
運転開始（予定）年月日	令和〇年　〇月　〇日

様式第16号（第10条関係）

定期報告書

年 月 日

報告者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

施設の概要

運転開始年月日	令和〇年 〇月 〇日
廃止予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
許可番号	(条例の許可を受けていない場合は未記入)
設備ID	(再エネ特措法の認定を受けていない場合は未記入)
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
太陽光発電施設の合計出力	〇〇 kW
事業面積	〇〇 m ²
発電事業者	住所 長野県松本市〇〇△丁目△番△号 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
保守点検者	住所 長野県松本市〇〇△丁目△番△号 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

点検項目（点検日 令和〇年 〇月 〇日）

点検箇所	点検項目	点検結果	対応
太陽電池モジュール	表面に破損がないか。	適	
	フレームに破損及び著しい変形がないか。	適	
パワーコンディショナ、ケーブル、配電線管	腐食及び著しい破損がないか。	適	
	外部配線(接続ケーブル)が損傷していないか。	適	
	電線管が破損していないか。	適	
	異常音や異臭はないか。	適	
架台、基礎の状	腐食及び著しい破損はないか。	適	

態	地盤の沈下は生じていないか。	適	
事業区域の状態	地盤の崩壊、土砂崩れが発生していないか。	適	
	パネル設置地盤の被覆の状態は良好か。著しい浸食は発生していないか。草刈りを行っているか。	適	
	外部への土砂流出はないか。	適	
	擁壁に有害な変状が発生していないか。	適	
	排水側溝は閉塞していないか。	土砂がたまっていた	側溝の掃除を実施済
	柵塀・標識は損壊していないか。	適	
	生垣を設置している場合、生垣の生育状況は良好か。	一部不良	一部生垣の植え替えを実施予定
	不法投棄は発生していないか。	適	
	調整池を設置している場合、堆積土砂を定期的に除去しているか。	適	
その他特記事項			

廃棄費用の積立状況

積立方法	<input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の廃棄費用の積立制度	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	⇒ 他の場合
	廃棄費用の見積額	円
	これまでの積立額	円

様式第17号（第11条関係）

事故等の報告書

年 月 日

報告者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

施設の概要

許可年月日	令和〇年〇月〇日（条例の許可を受けていない場合は未記入）
許可番号	（条例の許可を受けていない場合は未記入）
設備ID	（再エネ特措法の認定を受けていない場合は未記入）
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
事業面積	〇〇 m ²

事故等の概要

事故・災害発生日時	令和〇年〇月〇日〇時頃
事故・被災の原因・内容	太陽電池モジュールの飛散 詳細は別紙参照
周辺地域への影響	事業区域に隣接する道路の交通を阻害
応急対応・復旧の状況	保守点検業者により太陽電池モジュールを回収した。
復旧完了（予定）日	令和〇年〇月〇日
備考	

添付書類

- 1 事故状況等の写真
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第18号（第12条関係）

設置事業廃止届

年　月　日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

許可年月日	令和〇年 〇月 〇日
許可番号	(条例の許可を受けていない場合は未記入)
設備ID	(再エネ特措法の認定を受けていない場合は未記入)
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
事業面積	〇〇 m ²
廃止予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
廃止する理由	発電開始から20年余り経過し、発電性能が低下したため。
廃棄物の処理方法	廃棄物処理業者に依頼する
設置場所における 撤去後の処置	植栽により森林に戻す予定

様式第19号（第13条関係）

事業承継届

年 月 日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

許可年月日	令和〇年 〇月 〇日
許可番号	(条例の許可を受けていない場合は未記入)
設備ID	(再エネ特措法の認定を受けていない場合は未記入)
設置場所	松本市〇〇△丁目△番△号
事業面積	〇〇 m ²
承継人	氏名 〇〇 〇〇 住所 長野県松本市〇〇△丁目△番△号
被承継人	氏名 〇〇 〇〇 住所 長野県松本市〇〇△丁目△番△号
承継年月日	令和〇年 〇月 〇日
承継の理由	相続したため。

添付書類

- 1 承継の事実を証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類